

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 2 年 2 月 28 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂石山店 大津市松原町 13 番 15 号

### 2 意見の概要

#### (1) 大津市からの意見

ア 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容および交通渋滞対策を説明されたい。また、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。

イ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。

ウ 近隣の自治会関連と摩擦がないようお願いしたい。

エ 車のない人や、高齢者にとって生活必需品の調達場所がなく、困っているので 1 日も早く開店して欲しい。

オ 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止について、十分な対策を講じること。

カ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成 10 年大津市条例第 27 号）に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。（特定建設作業の開始の中 7 日前までに届出が必要。）

キ 土壤汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。

ク 当該事業（関連区域・造成協力地等を含む。）において、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条に基づく届出対象となる場合（3,000 平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土、抜根作業等に伴う掘削を含む。））は、形質変更等の着手の 30 日前までに届出を提出すること。

ケ 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること（法令によっては、施設の設置工事の 60 日前までに届出が必要なものがある。）。

コ 特定施設等を設置する場合は、敷地境界において騒音の規制基準を遵守すること。

サ 当該店舗から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第 2 条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。

シ ごみの減量、再資源化に努めること。

ス 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 30 条に基づく保管庫を設置すること。（カタログ等添付要。）また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。

セ 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年大津市規則第 45 号）第 16 条の保管基準を遵守すること。

ソ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。

タ 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 16 条の 3 に定めるところにより事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第 16 条の 4 に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。

チ 平成 31 年 3 月 8 日付、未来まちづくり部まちづくり計画課と行っている開発事業事前協議の協議事項を遵守すること。

ツ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が 500 万円（消費税込）以上の場合は、工事着手 7 日前までに、同法上の届出が必要なので留意すること。

テ 建築物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、大津市建築基準条例（平成 12 年大津市条例第 11 号）および関係法令等に適合すること。

ト 当該事業に係る開発行為については、令和元年 6 月 19 日付で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条許可を取得し（第 R0116 号）、同年 8 月 23 日に完了している。今後内容の変更をされる場合は、開発許可の可否について再度協議が必要となるので、留意されたい。

ナ 開店時や繁忙時等の混雑が予想される場合は、状況に応じて適所に交通整理員を配置し、交通の安全と周辺道路の円滑な誘導に努めること。

ニ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、消防局予防課危険物係と協議すること。

(2) 草津市からの意見

ア 店舗設置に伴い、店舗の利用者が増加することで、周辺道路における交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が予想される。については、誘導方法等について十分計画の上、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないように努められたい。また、造成・建設工事における工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮するようお願いする。

イ 心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、新設建物の意匠や形態、色彩、敷地の緑化措置等について、周辺の景観に配慮すること。

ウ 草津市内に当該施設への案内看板等を設置する場合は、草津市屋外広告物条例（平成 24 年草津市条例第 16 号）に基づく手続きを行うこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

(2) 縦覧期間 令和 2 年 2 月 28 日から令和 2 年 3 月 30 日まで